

# 令和6年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】 令和7年2月14日（金）

【開会】 14時00分

【閉会】 14時52分

【場所】 川崎市役所本庁舎復元棟1階 101・102会議室

## 【出席委員】

教育長 小田嶋 満

教育長職務代理者 芳川 玲子

委員 野村 浩子

委員 森川 多供子

委員 西井 孝明

委員 坂口 緑

## 【出席職員】

教育次長 池之上 健一

総務部長 佐藤 佳哉

教育政策室長 岩上 淳

教育環境整備推進室長 吉永 太

職員部長 北川 友明

学校教育部長 小澤 毅夫

生涯学習部長 大島 直樹

健康給食推進室長 日笠 健二

総合教育センター所長 大野 恵美

庶務課長 細見 勝典

庶務課担当課長 伊藤 卓巳

教育政策室担当課長 堅月 基

健康教育課担当課長 末木 琢郎

教職員企画課課長補佐 安倍 悠史

健康給食推進室担当課長 半田 剛彦

教職員企画課担当係長 茅根 真帆

健康給食推進室課長補佐 越野 真澄

生涯学習推進課課長補佐 鈴木 兼玲

庶務課課長補佐・庶務係長 葛山 久志

地域教育推進課長 二瓶 裕児

庶務課経理係長 豊本 欽規

地域教育推進課課長補佐 松井 一真

教育環境整備推進室課長補佐 古野 喜一

地域教育推進課職員 波多野 智央

教職員企画課長 宮川 匡之

教育環境整備推進室担当課長 亀村 豊

教職員企画課担当課長 田中 誠志

教育環境整備推進室課長補佐 米岡 祐哉

庶務課課長補佐 高木 直子

庶務課職員 長谷川 俊太

## 【署名人】

委員 森川 多供子

委員 西井 孝明

(14時00分 開会)

## 1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただ今から、定例会を開会いたします。

## 2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時から15時10分までといたします。

## 3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

12月の定例会の会議録を、事前に配付し、御確認いただいていると思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

## 4 傍聴（傍聴者 2名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

**【小田嶋教育長】**

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

また、報道機関より撮影などの申出がございますが、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、ただ今から、報告事項に入るまでの間、撮影などの許可をしてもよいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報道機関に限り、ただ今から、報告事項に入るまでの間、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、撮影などの許可をいたします。

## 5 非公開案件

**【小田嶋教育長】**

本日の日程は、配布のとおりでございますが、議案第35号は、訴訟、審査請求その他の争訟に関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第3号に該当するため、非公開とすることに、賛成の委員の挙手を願います。

**【各委員】**

<委員挙手>

**【小田嶋教育長】**

全員挙手です。よって、議案第35号は、非公開とすることに決定いたします。

## 6 署名人

**【小田嶋教育長】**

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

森川委員と西井委員をお願いいたします。

報道機関の皆様方におかれましては、撮影はここまでとさせていただきますので、御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

## 7 報告事項

報告事項No. 1 請願第5号の報告について

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項に入ります。

報告事項No. 1「請願第5号の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

**【伊藤庶務課担当課長】**

では、よろしくお願いいたします。

教育委員会宛ての請願を受け付けましたので、御報告いたします。

ファイルナンバー01、報告事項No. 1のファイルを御覧ください。

資料については、委員の皆様には事前に送付しておりますので、全文を読み上げることは省略いたしますが、請願の趣旨は、「部活動が設置されている川崎市立の学校において、教職員に対し部活動顧問の委嘱等を行う場合、本人の意向を尊重し、実質的なものも含め強制性を伴って就任させることがないようにすること」とするものでございます。

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

説明につきましては、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

では、委員の皆様から、御意見等はございますでしょうか。

野村委員。

**【野村委員】**

ありがとうございます。私の記憶が間違っていなければ、これ、前回も同じような内容の請願をいただいているかと思うのですが、同じ団体ということによろしいですかね。

**【伊藤庶務課担当課長】**

はい。同じ団体でございます。

**【野村委員】**

前は、この請願は審議しないという判断をしたと思うのですが、今回の請願との違いを教えてください。

**【伊藤庶務課担当課長】**

前回の請願の際は、今回、請願を行っている団体は、川崎市外の団体からの請願ということで審議しないという判断をしましたが、今回は、請願を提出した団体のほうから、その住所を川崎市市内にも有したというような連絡がありましたので、今回と前回とは違うということでございます。

**【野村委員】**

分かりました。請願書の住所は記載をしなくてもよろしいのでしょうか。

**【伊藤庶務課担当課長】**

「川崎市教育委員会請願等取扱要綱」では、請願書自体に川崎市内の住所を記載するという要件は書いてございませんので、特段問題はございません。

**【野村委員】**

分かりました。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

ですので、前回のものは市外からの請願ということで、審議しないということになりましたけれど、今の質疑も踏まえますと、この請願第5号につきましては、今後、審議していくということでよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【小田嶋教育長】**

それでは、そのように決定いたします。

**【西井委員】**

ただ、やはり今、野村委員からあったように、川崎市内の団体であるということは、ちゃんと確認を取っていただきたいというふうに思います。あと、文章のある、ないというだけではなくて。公平性というか。

**【小田嶋教育長】**

説明をお願いします。

**【伊藤庶務課担当課長】**

西井委員のおっしゃるとおりでございます。今回は、請願した団体のほうから、川崎市人事委員会という機関があるのですが、そちらのほうに、従たる住所という登録を出された旨を書面でいただいておりますので、確認は取れております。

**【西井委員】**

結構です。

**【小田嶋教育長】**

では、そこは、確認が取れたということで、今後審議していくことに決定いたします。

## 報告事項No. 2 訴えの提起について

### 【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 2「訴えの提起について」の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

### 【半田健康給食推進室担当課長】

それでは、報告事項No. 2「訴えの提起について」御説明いたしますので、報告事項No. 2のファイルをお開きください。

本議案は、本市が行った学校給食費の支払いに係る支払督促の申立てについて、民事訴訟法第395条の規定により訴えの提起があったものとみなされることとなったため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございまして、当事者は記載のとおりでございます。

次に、概要を御説明いたしますので、報告事項No. 2資料のファイルをお開きください。

「1 事件の概要」についてでございますが、被告らは、市立学校において学校給食を受けた者の保護者でございまして、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促にもかかわらず、学校給食費を納付しなかったものでございます。このため、本市は、令和6年11月7日付けで被告らに対して、滞納している学校給食費413,180円の支払いに係る法的措置実施予告書を送付し、同月21日までに滞納額を完納しない場合は、川崎簡易裁判所書記官に支払督促の申立てを行う旨を通知しましたが、期限までに納付がなされなかったため、12月13日に、川崎簡易裁判所書記官に、本件学校給食費の支払いに係る支払督促の申立てを行いました。これに対し、令和7年1月6日に、被告らから督促異議の申立てがなされたことから、民事訴訟法第395条の規定により、本市が支払督促の申立てにより行った本件学校給食費に係る請求については訴えの提起があったものとみなされることとなり、引き続き訴訟において、本件学校給食費の支払いを請求するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

支払いを請求した学校給食費の概要は、左下に記載のとおりでございます。

次に、「2 本市の請求の要旨及び被告らの督促異議申立内容」についてでございますが、(1)本市の請求の要旨は、被告らに、連帯して、本件学校給食費の支払いを求めるものでございまして、(2)被告らの督促異議申立内容は、本件学校給食費について、分割支払いを希望するものでございます。

なお、支払督促におきましては、債務の不存在や誤認などを主張した場合のほか、一括ではなく分割での支払いを希望した場合についても、「督促異議」として扱われるものでございます。

次に、「3 今後の対応」についてでございますが、市議会において本件に係る議決を得た後に、訴訟に係る書類等を裁判所に提出し、訴訟において、被告らに対し本件学校給食費の支払いを請求してまいります。訴訟において、分割支払いに係る和解が成立した場合は、市長が専決処分を行い、その後、市議会に報告し、和解が成立しなかった場合は、裁判所の確定判決による債務名義の取得後に、強制執行の手続きを行ってまいります。判決の結果、必要がある場合は、上訴してまいります。

次に、2ページを御覧ください。

支払督促の手の続の流れについて、お示ししてありますが、こちらは、昨年8月20日の教育委員会において御説明したところでございますので、後ほど、御参照いただきたいと思ひます。

次に、3ページを御覧ください。

学校給食費の収入未済額の状況について、お示ししてあります。

令和6年12月末時点での収入未済額は約4,994万円、令和5年度以前の滞納がある世帯は629世帯であり、そのうち令和3年度からの継続的な滞納がある世帯は113世帯となっております。債権対策の取組により、年度当初と比較して、過年度分の収入未済額は圧縮されてありますが、継続的な滞納がある世帯には、更なる対応の強化が必要であると捉えてあります。

下段には、滞納者数と過年度分の収入未済額の推移のグラフと、債権対策の流れをお示ししてありますが、こちらも、昨年8月20日の教育委員会において御説明したところでございますので、後ほど、御参照いただきたいと思ひます。

最後に、4ページを御覧ください。

今年度の学校給食費に係る支払督促の実施状況について、お示ししてあります。

「1 支払督促申立ての対象者選定」についてでございますが、今年度の支払督促の申立てを行う対象者は、(1)及び(2)の要件に該当し、滞納額、対象世帯の経済状況等を考慮して、5世帯を選定したところでございます。

次に、「2 支払督促の実施状況」についてでございますが、今年度選定した5世帯の支払督促の実施状況は、表に記載のとおりでございます。本件訴えの対象者は、No. 5の世帯でございます。

なお、No. 1の世帯につきましては、法的措置実施予告書を送付した時点で、分割納付の申出があり、1回目の支払が確認できたため、今回の支払督促の申立ては見送ったところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等、ございますか。

西井委員。

#### 【西井委員】

御説明ありがとうございます。昨年の8月に議論をさせていただいて、法的な措置を取らざるを得ないという環境、それから経緯も理解をしております。賛同いたします。それで、その上で今回の件について質問なんですけれども、最後2月3日の時点での支払督促の実施状況という一覧表をつけていただいたんですけども、お一人の方が分割払いという形で実際に承知をされた。それから、今回の対象の方については、分割の申入れがあったけれども、訴訟手続に入ると。その違いというのはどこで線を引かれていると思ったらよろしいですか。

#### 【半田健康給食推進室担当課長】

御質問いただきました件につきまして、No. 1、Aの世帯についてですが、今回の支払督促を11月の期限までに納金いただければ、この法的装置、今回は支払督促でございますが、これを実施いたしますということで、期限を区切りしましたところ、一括で納付は無理ですけれど

も、分割で今後支払っていききたいという御連絡をいただきまして、川崎市役所に御来庁いただきまして、今後5万円ずつ毎月払っていきますという納付誓約書もいただいて、今、分割のほういただいておりますので、今回の支払督促の実施は見送ったところでございます。

今回、異議申立て、分割で支払いたいという方が今回は訴訟対応ということになったことについて、この方については、事前予告の段階で、Aの方のような納付相談をいただかず、納付もいただけなかった。これによって、予告のとおり支払督促の申立てをいたしました。それに対しまして、支払督促の内容が滞納額41万円ほどを一括で支払ってくださいという内容になっておりますが、こちらを月々2万円ずつ支払いをさせてほしいという内容の異議申立書を裁判所のほうに提出されましたので、これにつきまして、こちらのほうが訴えの提起という形に切り替わりまして、訴訟対応が必要になったということでございます。

**【西井委員】**

理解できました。分かりました。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょう。

坂口委員。

**【坂口委員】**

ありがとうございます。

報告事項No. 2資料の1ページ目右側にある、本市の請求要旨についてというところで、被告らに連帯して本件、学校給食費の支払いを求めると書いてあります。この、連帯しての意味が実は分からなかったですが、あるいは、被告らとなっているところが、実は分からなかったんですが、説明をしていただけると助かります。

**【半田健康給食推進室担当課長】**

被告らと記載しておりますが、こちらにつきましては、学校給食を喫食していた児童生徒の父母ということで、被告らはという形で、記載しております。

こちらの連帯債務に関しての考え方ですが、こちらは民法761条に日常の家事において生じた債務、これを夫婦は連帯して責任を負うという規定がございまして、日常の家事とは、夫婦の共同生活から生じる通常の事務という規定がございまして。

こちらの規定に関する見解なのですが、衣食住の費用を、子の養育、教育、医療費を含むと解されていて、川崎市としましては、学校給食費は日常の家事債務に当たるものと解して、連帯債務と解して、こちらのほうに連帯して請求するというふうに、連帯債務として請求するという形としております。

**【坂口委員】**

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょう。よろしいですかね。

それでは、報告事項No. 2は終了といたします。

### 報告事項No. 3 教育委員会の権限に属する教育長の専決処分の報告について

#### 【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 3「教育委員会の権限に属する教育長の専決処分の報告について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

#### 【細見庶務課長】

それでは、報告事項No. 3「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について」御説明申し上げます。

ファイルナンバー03-1、報告事項No. 3の1ページを御覧ください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第4条第1項の規定に基づき、教育長が専決した事項について、同条第2項の規定に基づき、御報告するものでございます。

1の「(1) 件名」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」でございまして、「(2) 内容」は、記載のとおりでございます。

議案第4号につきましては、本年1月の定例会で、「川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例」及び「川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」の改正の方針について承認をいただいておりますが、条例案としてファイルナンバー03-2、資料1のとおりとなりました。

こちらにつきましては、本日は説明を割愛させていただきます。

また、議案第41号から議案第59号までについては、本年1月の定例会で、議案第60号については、本日の定例会で御報告しておりますので、本件では議案第3号、第6号、第61号及び第80号について、御説明いたします。

ファイルナンバー03-3、報告事項No. 3資料2の1ページを御覧ください。

議案第3号「川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

こちらは、職員配置の見直しに伴い、職員定数の調整を行うため、資料に記載のとおり改正するもので、施行期日を令和7年4月1日とするものでございます。

次に、2ページを御覧ください。

議案第6号「川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

こちらは、雇用保険法等の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、資料に記載のとおり改正するもので、施行期日を令和7年4月1日、3(3)については、同年6月1日とするものでございます。

議案第3号及び6号の説明は、以上でございます。

次に、ファイルナンバー03-4、報告事項No. 3資料3の48ページを御覧ください。

議案第61号「令和7年度川崎市一般会計予算」でございますが、教育費関係の主な内容につ

きまして、御説明いたします。

はじめに、歳入予算の主な内容でございますが、上から２段目、「３目 教育費国庫負担金」は、１５６億３，３８３万８，０００円で、前年度から６億２，２５８万１，０００円の減となっておりますが、これは新川崎地区小学校新設事業の完了による減などがございます。

次に、５６ページを御覧ください。一番下の段、「１１目 教育費国庫補助金」は、１３億９，８３５万７，０００円で、前年度から６億２，５７９万円の増となっておりますが、これは学校給食における食材高騰への対応として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したことによるものなどがございます。

次に、７１ページを御覧ください。

上から５段目の一番下、教育費物品売払収入は、５９億７３７万８，０００円で、学校給食費徴収金などがございます。

次に、８４ページを御覧ください。

上から４段目、「１２目 教育債」は、１５５億６，１００万円で、前年度より２５億５，４００万円の減となっておりますが、これは、新川崎地区小学校新設事業の完了に伴う起債所要額の減によるものなどがございます。

次に、歳出予算につきまして、御説明いたしますので、２２６ページを御覧ください。

「１３款 教育費」でございますが、本年度予算額は、１，３０２億４，６８４万４，０００円で、前年度から３２億３，０７６万７，０００円の減となっております。主な理由といたしましては、新川崎地区小学校新設事業の完了や教育文化会館再整備事業の進捗による減などがございます。

次に、歳出予算の主な内容につきまして、御説明いたします。

はじめに、同ページ一番下の段の、「１項３目 教職員人事費」は、１億８３３万３，０００円で、教職員募集採用事業費など、人事管理運営に係る経費などがございます。

次に、２２８ページを御覧ください。

「４目 教職員厚生費」は、１億３，６３２万２，０００円で、教職員の健康診断等を行う安全衛生管理事業費など、教職員厚生に係る経費などがございます。

次に、「５目 教育指導費」は、１１億２，９２３万円で、学習状況調査事業費や自然教室運営事業費、学校運営協議会制度推進事業費など、学校教育指導に係る経費などがございます。

次に、２３０ページを御覧ください。

「７目 総合教育センター費」は、１９億９，７１８万７，０００円で、児童・生徒の異文化を受容する態度やコミュニケーション能力の育成を目的とした、外国語指導助手（ＡＬＴ）を配置する経費など、教育調査研究や、かわさきＧＩＧＡスクール構想の推進に係る経費などがございます。

次に、「２項１目 小学校管理費」は、２９４億３，１９２万９，０００円、次に、２３２ページを御覧いただきまして、「３項１目 中学校管理費」は、１４３億２，４８０万１，０００円、次に、２３４ページを御覧いただきまして、「４項１目 全日制高等学校管理費」は、２７億６，０６０万６，０００円、「２目 定時制高等学校管理費」は、８億３２７万８，０００円、次に、２３６ページを御覧いただきまして、「５項１目 特別支援学校費」は、２５億３，５７１万３，０００円で、これらは、各校種における教職員の給与費や、教材費・光熱水費等の学校運営費でございます。

次に、238ページを御覧ください。

「2目 特別支援教育諸費」は、4億7,275万9,000円で、個々の状況に応じた看護師による医療的ケアの実施など、ニーズに応じた支援を推進する医療的ケア支援事業費などでございます。

次に、「6項2目 社会教育振興費」は、3億4,542万9,000円で、学校施設の更なる有効活用を図る学校施設有効活用事業費や、地域ぐるみで児童・生徒の学習や体験をサポートする地域の寺子屋事業費などでございます。

次に、240ページを御覧ください。

「3目 文化財保護費」は、8,961万9,000円で、文化財の保護・啓発に向けた取組や、橘樹官衙遺跡群の保存整備・活用に向けた取組を推進する事業費などでございます。

次に、244ページを御覧ください。

「7項3目 学校給食物資購入費」は、68億266万4,000円で、学校給食の物資購入に係る経費でございます。

次に、246ページを御覧ください。

「8項2目 義務教育施設整備費」は、163億9,476万4,000円で、坂戸小学校、宮前平中学校などにおける校舎建築(増築)事業費、学校施設長期保全計画に基づく学校施設整備や、体育館への空調設置などを実施する義務教育施設整備事業費などでございます。

次に、「4目 特別支援学校施設整備費」は、9億6,110万8,000円で、中央支援学校高等部分教室及び中央支援学校大戸分教室の施設整備に係る経費でございます。

次に、「5目 社会教育施設整備費」は、17億2,455万3,000円で、教育文化会館再整備事業費などでございます。

議案第61号「令和7年度川崎市一般会計予算」のうち、教育費関係についての説明は、以上でございます。

なお、教育費の主な事業につきましては、ファイルナンバー03-6の「令和7年度川崎市予算案について」及び03-7の「令和7年度各会計歳入歳出予算説明資料」に記載させていただいておりますので、後ほど、御参照願います。

次に、ファイルナンバー03-5、報告事項No. 3資料4の4ページを御覧ください。

議案第80号「令和6年度川崎市一般会計補正予算」でございしますが、教育費関係につきまして、御説明いたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございしますが、内容につきましては、「歳入歳出補正予算 事項別明細書」により御説明いたしますので、18ページを御覧ください。

まず、歳入につきまして、「17款2項 国庫補助金」でございしますが、一番下の段の「11目 教育費国庫補助金」は、既定額7億4,868万円に28億7,899万5,000円を増額し、補正後の額を36億2,767万5,000円とするものでございます。

次に、22ページを御覧ください。

「24款1項 市債」でございしますが、一番下の段の「12目 教育債」は、既定額172億1,900万円に169億1,800万円を増額し、補正後の額を341億3,700万円とするものでございます。

次に、28ページを御覧ください。

歳出についてでございしますが、中段の「13款 教育費」は、既定額1,342億1,006

万1,000円に199億3,886万1,000円を増額し、補正後の額を1,541億4,892万2,000円とするものでございます。

こちらは、「8項2目 義務教育施設整備費」及び「4目 特別支援学校施設整備費」につきまして、国の補正予算を活用して、事業の前倒しを行うものでございます。

次に、恐れ入りますが14ページにお戻りください。

「第2表 繰越明許費補正」、「13款 教育費」の内容といたしましては、15ページにまいりまして、上から3段目以降にございます、日本民家園施設整備事業など5事業につきまして、事業の執行が令和7年度となりますことから、合計で236億733万5,000円を繰り越すものでございます。

議案第80号「令和6年度川崎市一般会計補正予算」のうち、教育費関係についての説明は、以上でございます。

恐れ入りますが、ファイルナンバー03-1、報告事項No.3のファイルにお戻りください。

「2 専決を行った日」でございますが、令和7年1月29日でございます。

3ページを御覧ください。

令和7年第1回市議会定例会に提出を予定する議案について、異議はないものとして市長に回答した文書でございまして、4ページには、市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書を添付しております。

説明につきましては、以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等は、いかがでしょうか。

西井委員。

#### 【西井委員】

御説明ありがとうございました。令和7年度の歳出の計画のところでお伺いしたいんですけども、それぞれの費目ごとに増減についてのポイントは今、御説明いただいたんですけども、令和6年から令和7年にかけて、歳出をいわゆるデジタルトランスフォーメーションというような文脈で何かを効率化してどこかに寄せたとか、そういう事例がこの予算項目の中で示されているものがあつたら、確認をさせていただきたいと思います。

#### 【小田嶋教育長】

いかがでしょうか。

では、お願いします。

#### 【豊本庶務課経理係長】

経理の豊本と申します。今、西井委員から御質問いただいた内容につきましては、今回の予算編成につきまして、デジタルトランスフォーメーションにおける主立った部分についての計上はないというふうに考えておまして、一般的なICTに関しましては、システム化というのはどんどん進めていく方向の中で、既存システムの改修や保守であつたりとか、そういったものについては、当然入つてはいるんですけども、こういった目立つもの、これは特別に新しくシステ

ムを構築するといった予算付けというのは、今年度は特段ないというふうなところでございます。

**【西井委員】**

ありがとうございます。

ということであればぜひ、分かるようにしてほしい。今後ですね。つまりは、ICTへの投資が必ずトランスフォーメーションするときに伴うのですけれども、その費用対効果というものを図るのはとても難しいんです。したがって、計画の段階で、これはこういう投資をしたことによって、こういう今まで必ずやっていた、あるいは人手をかけてやっていたところが、これぐらい効率化される見込みですということを、総括して歳出でもっていないと、やっていいとか、悪いとかというのは、分からないですよ。

それと、そのときになぜそういうものがより必要になってきているかということ、ICT投資というのは今、日本中で、世界中で行われていることによって、やっぱり人手不足の観点から、投資をしようと思ったことが、遅れがちになっていたり、あるいはトランスフォーメーションのテーマが曖昧になるために、行ったり来たりをしながら時間がかかって、時間イコール費用なので、それが、余計にかかってしまうということも、往々にして起きていたと思うんですね。

したがって、どういうふうなスコープ、我々は視界を持ちながら、ICT投資をしていくのかということを持っていないと、1個1個説明されても、判断しにくいんですよ。恐らく議会の方も同じなんじゃないかな。福田市長も恐らく、その説明をされてもよく分からないんじゃないかな。皆さんの頭の中にばらばらに入っているやつを総括しておいてほしい、このように思うんですけれども。ぜひ、よろしくをお願いします。

**【豊本庶務課経理係長】**

御意見ありがとうございます。今後、検討させてもらって、分かりやすい資料づくりに努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかには、いかがですか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 3は終了といたします。

**報告事項No. 4 包括報告事項**

**【小田嶋教育長】**

次に、報告事項No. 4「包括報告事項」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

**【細見庶務課長】**

それでは、報告事項No. 4につきまして、御説明申し上げます。ファイルナンバー04、報告事項No. 4のファイルを御覧ください。

こちらは、令和6年第4回市議会定例会について、及び市議会に提出された請願・陳情の審査

状況について、包括して報告するものでございます。

内容につきましては、ファイルナンバー04-1及び2の資料のとおりとなりますので、後ほど、御参照いただければと存じます。

説明につきましては、以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

御質問はいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 4は終了といたします。

**報告事項No. 5 令和6年度優良PTA表彰について**

**【小田嶋教育長】**

次に、報告事項No. 5「令和6年度優良PTA表彰について」の説明を、地域教育推進課長、お願いいたします。

**【二瓶地域教育推進課長】**

よろしくをお願いいたします。地域教育推進課の二瓶でございます。

それでは、報告事項No. 5「令和6年度優良PTA表彰について」御報告いたします。

ファイルナンバー05、報告事項No. 5のファイルを御覧ください。表紙をおめくりいただき、資料2ページをお開きください。

本表彰につきましては、国の「優良PTA文部科学大臣表彰要項」及び県の「優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱」に基づきまして、優秀な実績を挙げているPTA団体を表彰するものでございます。下記の玉川、東門前、さくら、南生田、川崎小学校の5校のPTA団体を推薦したところ、計4団体が国及び県の被表彰団体として決定されましたので御報告いたします。

国及び県の被表彰団体の対象外となった川崎小学校につきましては、別途、公益社団法人 日本PTA全国協議会から表彰を受けることができました。

なお、文部科学大臣表彰では、県内9団体のうち本市から1団体、神奈川県教育委員会表彰では、県内36団体のうち3団体の表彰が決定されたところでございます。

各表彰の表彰式については、神奈川県教育委員会表彰が昨年9月に既に行われており、文部科学大臣表彰は本年2月28日に行われる予定でございます。

3ページをお開きください。

被表彰団体の主な功績や評価された点を記載してございます。

各団体とも、地域との連携や交流の場の創出をはじめ、PTA活動の活性化、組織改善に取り組んだことなどが主な功績となっております。それぞれの団体では工夫しながら、子どもたちの健全育成や本市の教育行政に資する活動に取り組んでいただき、感謝申し上げる次第でございます。

また、本表彰に該当しなかったPTAにおきましても、その活動に御尽力をいただいております、次年度以降も推薦をしてみたいと考えております。

資料でございますが、4ページからは、参考資料として各表彰の流れ、過去の受賞歴、表彰要項等を添付しておりますので、後ほど御参照いただきますようお願いいたします。

報告事項No. 5の説明につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 5は終了といたします。

報告事項No. 6 市立学校の体育館等空調設備の整備について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 6「市立学校の体育館等空調設備の整備について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

【亀村教育環境整備推進室担当課長】

それでは、報告事項No. 6「市立学校の体育館等空調設備の整備について」御説明申し上げます。

ファイルナンバー06-1、報告事項No. 6の2ページを御覧ください。

はじめに、「1 背景・現状・課題」についてでございますが、(1)背景につきましては、昨今の気候変動による熱中症対策の必要性や、災害の発生状況等を踏まえ、早期に空調設備の整備に向けた取組を進める必要性が生じております。

次に(2)体育館の現状につきましては、令和7年4月時点で、178棟ある体育館のうち、空調設備の整備が完了しているものが7棟ございまして、その内訳としては、特別支援学校3校及び立地的な事情がある中学校3校と、新小倉小学校でございます。また、空調設備の整備工事中が聾学校1棟でございます。

断熱化が完了している体育館が36棟、未完了の体育館が134棟あり、合計170棟でございます。

次に(3)課題につきましては、170棟の体育館への空調設備の整備は、限られた財源の中で、断熱化や避難所機能等の検討事項も踏まえ、効率的、効果的な整備を早期に実施できる手法を検討する必要があるとございます。

3ページを御覧ください。

「2 今後の取組」についてでございますが、(1)体育館等の空調設備の整備に向けた考え方といたしましては、全ての体育館等の空調設備の整備を進めることとし、整備着手する15棟につきましては、令和8年度及び9年度に完了予定でございまして、内訳は、断熱化が完了している体育館のうち7棟と、令和7、8年度に再生整備工事を予定している体育館8棟でございます。

上記整備着手以外の155棟の整備につきましては、令和7年度中に整備内容、スケジュール、事業手法等を検討し、整備方針を策定した上で整備を実施します。

(2)整備方針の検討事項につきましては、断熱化、熱源、空調能力、防災機能等の整備内容、

スケジュール、事業手法、国からの交付金活用も含む事業費でございます。

4ページを御覧ください。

(3) 取組概要につきましては、表に記載のとおりでございますので、後ほど御確認ください。  
説明につきましては、以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

御質問、御意見、ございますでしょうか。

西井委員。

**【西井委員】**

御説明ありがとうございます。内容は承知いたしました。

この令和7年度中に検討する、進め方を検討する内容ですけども、主には、断熱化をやって、それから熱源等の検討もやりながら、どういう設備がいいかということをや段階的にやっていかなければいけないと思うんですけども、ここに書かれているように課題としては、限られた財源というところがネックになっているということですけども、このスケジュールだとおおむね10年近くかかってしまうという整備になりますよね。残り155棟で、2年間で15棟ぐらいしかできないと、そういう感じになりますよね。

**【亀村教育環境整備推進室担当課長】**

仮に、その棟数で進めていきますと、そういうことになろうかと思えますけれども、検討はあくまで、早期整備に向けた検討というふうに考えております。

**【西井委員】**

その早期整備に向けた、今の段階で言えることでいいんですけども、どういう工夫をすれば早急にできるだろうと考えていらっしゃるかについて教えてください。

**【亀村教育環境整備推進室担当課長】**

これだけの事業規模になりますので、民間活用も含めた検討というのは、庁内ルールの中でも実施していくということになりますので、そういった方法も含めて、ほかにもいろんな課題もございますし、昨今は、建設業界の人手不足等の非常に厳しい環境というものもございます。そういったことも踏まえながら、現実的に早くできる方法ということで考えていきたいと思えます。

**【西井委員】**

そうですね。みんなが同じことを考えていると思えますけれども、やはり、こういう大きな課題があって、子どもたちが今、健康に大きなリスクを抱えているんだということ。できるだけやはり検討をするばかりでなく、先ほどおっしゃられたような、民間の協力も含めて、我々の施策というのを令和7年度に構築していくと、知恵をいただきたい、あるいはお金を出してほしいと、こういう活動をぜひやっていきましょう。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。  
ほかにはいかがでしょうか。  
芳川委員。

**【芳川教育長職務代理者】**

単純な質問なんですけれども、この断熱化完了と断熱化未完了のところでは36棟というところがありますが、35棟は再生整備による断熱化というところで、その後に、特別に小杉小学校と出ているのですが、それは何か理由があるのでしょうか。

**【亀村教育環境整備推進室担当課長】**

これまでの学校整備の中では、体育館で特段、断熱を含めた工事を、建てるときにしておこなった部分がございますけれども、小杉小学校につきましては、最近建てた学校という部分もございますけれども、断熱化も含めて実施していたので、新築当初から断熱化が終わっているということがございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。  
ほかには、野村委員。

**【野村委員】**

御報告ありがとうございます。基本的なところを確認させていただきたいんですけど、同じ2ページで、空調整備完了で立地的な事情がある学校というところは、どういった事情がある学校なのか、詳しく教えてください。

**【亀村教育環境整備推進室担当課長】**

この学校の状況でございますけれども、1つは半地下になっている学校。それから、校舎と接していて、窓が十分取れなくて、具体的には通風をしっかりと取れないということで、こんなに暑くなる前は、一応、窓開けで暑さ対策していたわけなんですけれども、窓を開けても風が通せない課題があったので、つけたのは随分昔になるのですけれども、その当時の判断として、この中学校3棟だけについては、空調をつけたという経過がございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。具体的には、西高津中と生田中ともう1つ……。

**【亀村教育環境整備推進室担当課長】**

平間中学校でございます。

**【小田嶋教育長】**

平間中学校ですね。  
西井委員。

【西井委員】

計画そのものは、今先ほど申し上げたとおりなんですけれども、では、その間をどうするのかということですね。整備されていない学校について、特定の気象条件の下で判断されているのかな。授業でやるとかやらないとかで、それも含めて、基準があると思うんですけど、こういう、例えば、臨時的な冷房の申込みとか、そういうものの、どの提案までカバーできるかとか、そういったことも併せてぜひ検討していただいた上で、それでいざとなったらどういう対策を取ります、それは、十分カバーできるのかどうかということなんですけれども、いわゆる緊急対策みたいなもの、ほとんど緊急じゃなくなってきたと思うんですね、毎年ひどい暑さなので。その対策も含めて、ぜひ、次回に生かしていただければと思います。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょう。

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 6は終了といたします。

傍聴人の方に申し上げます。

これからは、非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づき、傍聴人の方は御退室いただくようお願いいたします。

<以下非公開>

## 8 議事事項

### 議案第35号 公文書開示請求拒否処分取消請求事件について

伊藤庶務課担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第35号は可決された。

## 9 閉会宣言

【小田嶋教育長】

以上を持ちまして、本日の定例会は終了といたします。

(14時52分 閉会)